

福祉制度をご活用ください

問 福祉課 福祉推進係 ☎(83)1226

障害者週間とは？

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月3日から9日までを障害者週間としてさまざまな取組を行っています。今月号では、現在、町や県などで取り組んでいる事業や補助制度などについて紹介します。

障害者手帳

障害者手帳には身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

療育手帳

知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にある方が、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。

※各種手帳の交付には、診断書などによる申請が必要です

問

福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

主な医療制度

自立支援医療

自立支援医療には、更生医療・育成医療・精神通院の3種類があります。

身体障がい児者や精神障がい者が所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。自己負担は原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

重度障害者医療

重度の障がいがある方が医療機関で受診した場合に、保険の適用範囲内でご自身が医療機関の窓口で払うべき医療費（自己負担分）を助成します。ただし、入院の食事療養費は除きます。

問

福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

年金や手当など

在宅重度障害者等手当

基準日（毎年8月1日）において、県内に継続して6か月以上居住している在宅の「重度重複障害者等」に支給されます（65歳以上で新たに障がい者となられた方を除く）。

重度重複障害者とはつぎのいずれかに該当される方のことです。

- ・身体障がい・知的障がい・精神障がいのうち、2つ以上重度の障がいがある方
- ・特別障害者手当もしくは障害児福祉手当を受給されている方

※施設や病院に継続して3か月を超えて入所又は入院されている場合は支給対象外です

※所得による制限があります（20歳以上の方は特別障害者手当、20歳未満の方は障害児福祉手当の所得制限額に準じます）

【支給額】年額60000円

問

小田原保健福祉事務所 足柄上センター

☎(83)5111

福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

特別障害者手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者（20歳以上）に支給されます。ただし、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院されている場合は、資格喪失されます。また、所得が一定の額を超える場合（表1のとおり）は支給停止の対象となります。

【月額】27350円

支払い月…2、5、8、11月

問

小田原保健福祉事務所 足柄上センター

☎(83)5111

障害児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者（20歳未満）に支給されます。ただし、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院されている場合は、資格喪失されます。また、所得が一定の額を超える場合（表1のとおり）は支給停止の対象となります。

【月額】14880円

支払い月…2、5、8、11月

問

小田原保健福祉事務所 足柄上センター

☎(83)5111

有料道路交通運賃の割引

通勤、通学、通院などの日常生活において、有料道路を利用される障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため全国の有料道路事業者が统一的に割引措置をしています。

【割引料金】

通常料金の半額

【対象者】

介護者運転（本人同乗時のみ）
身体障害者手帳1種保有者、療育手帳A1・A2保有者
本人運転・身体障害者手帳保有者

【申請窓口】

福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

NHK受信料の免除

障がいの状況により全額免除、半額免除となる場合があります。詳細はお問い合わせください。

問

福祉課 福祉推進係

☎(83)1226

NHKかながわ西営業所センター

☎046(235)7000

障がい者街角アートギャラリー

障害者週間の周知と障がいを持つ人々への理解を深めるため、12月3日（木）から25日（金）までの間、さがみ信用金庫松田支店で作品展を行います。協力団体は、コスモス学園松田センター、KOMNYすみれの家です。※写真は昨年の様子です



問 町社会福祉協議会 ☎(82)0294



(表1)

扶養親族などの数	扶養親族などの数	
	本人(請求者)	配偶者および扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
備考	以下、1人増すごとに	本人の場合 380,000円 配偶者などの場合 213,000円を加算